

区有地境界確定図等作成要領

R5.8改正

- ①図面名は以下のとおりとする。
- 区有地境界確定申請：区有地境界確定図
 - 管理区域同意申請：管理区域図

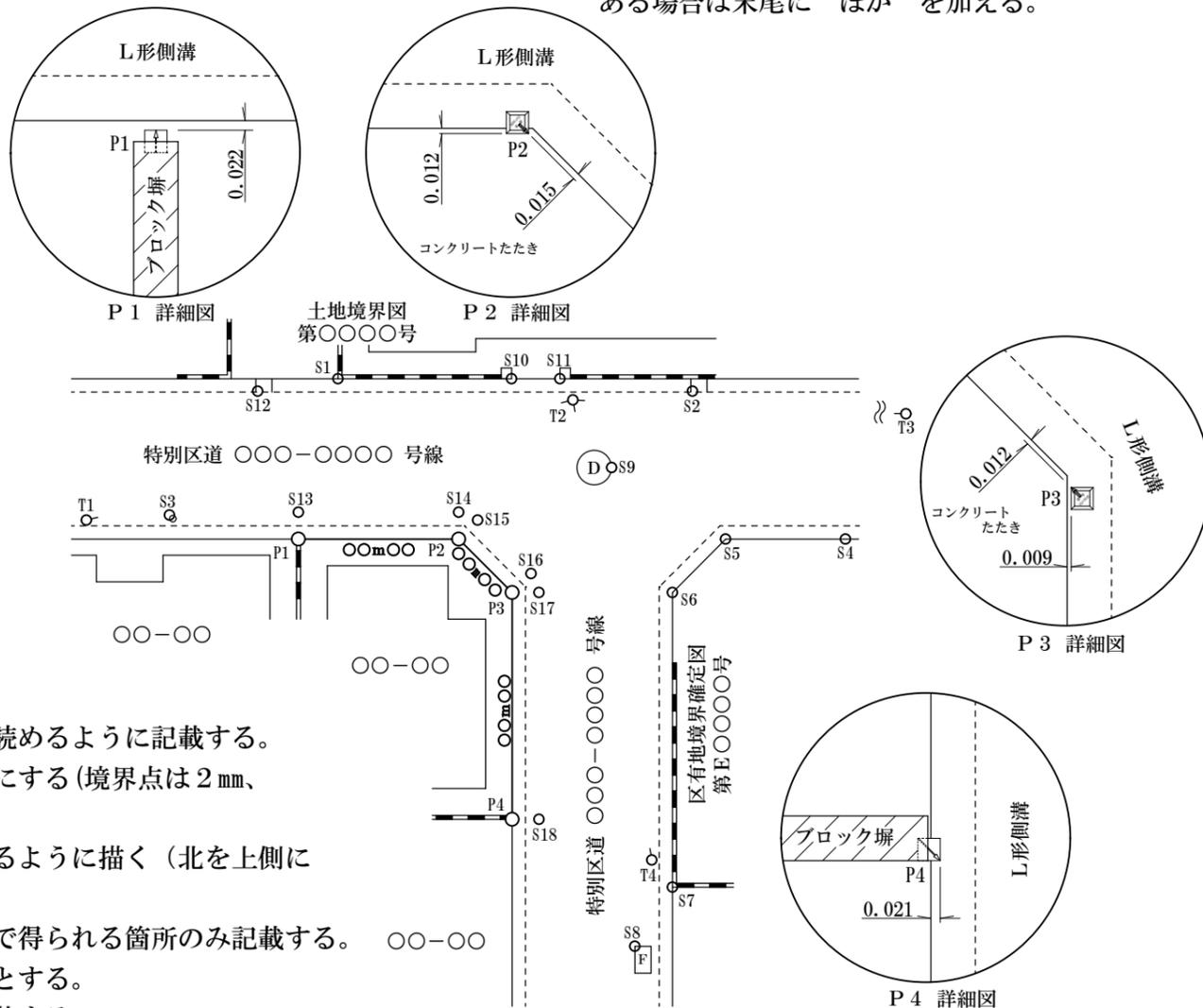
区有地境界確定図		縮尺
土地所在地	江戸川区■■町〇丁目〇〇番〇〇ほか	1
地番		250

②代表地番を1つ記載し、図中に他の地番がある場合は末尾に“ほか”を加える。

- ③用紙は上質紙以上とし、原則A3で作成する。
 ④縮尺は1/250とする。A2でも収まらない場合は1/500でも可。
 ⑤使用する座標系は現地区域図と同一とし、座標値一覧表右上に記載する。

- 座標系
- 世界測地系（測地成果2011）
 - 任意座標値（大地震前の世界測地系）
 - 任意座標値（大地震前の日本測地系）

⑬方位は平面図左上に配置する。



座標値一覧表		上記のいずれか	
点名	X座標値	Y座標値	備考
P 1			既設民コンクリート杭
P 2		⑥新設・既設の別を記載	新設区金属標
P 3			新設区金属標
P 4			新設民金属標
S 1	⑦点名は凡例の3種を用い、各通し番号により付番する。		ブロック塀角 (H=0.05m)
S 2			L形樹縁刻印
S 3	⑧ P点、逃げ点、中心点の座標値は小数点以下第4位を五捨六入とする。		制水弁緑刻印
S 4			民金属標
S 5			区金属標
S 6			区金属標
S 7			民コンクリート杭
S 8			消火栓緑刻印
S 9			マンホール刻印
S 10			門柱角 (H=1.05m)
S 11			門柱角 (H=1.15m)
S 12			L形樹縁刻印
S 13			鋸 (1.0m逃げ)
S 14			鋸 (1.0m逃げ)
S 15			鋸 (1.0m逃げ)
S 16			鋸 (1.0m逃げ)
S 17		4 m未満の場合は	鋸 (1.0m逃げ)
S 18		鋸 (中心点)	鋸 (1.0m逃げ)
T 1			鋸
T 2	⑨公共基準点は点名を併記する		鋸 (街区多角点2A300)
T 3			鋸 (区多角点4-205-254)
T 4			鋸

余白部分 2cm 以上

- ⑭文字、数字の大きさは2mm以上で鮮明に読めるように記載する。
 ⑮平面図と凡例のプロット点は同じ大きさにする(境界点は2mm、引照点及び機械点は1.5mm)。
 ⑯確定線を用紙に対して水平又は垂直になるように描く(北を上側になるように配置する)。
 ⑰地番は道路線についての合意が今回書面で得られる箇所のみ記載する。〇〇-〇〇
 ⑱境界辺長は、小数点以下第3位を切捨てとする。
 ⑲境界辺長、境界点(Pn)名は民地内に記載する。
 ⑳機械点(Tn)は3点以上配置し、公共基準点を1点以上含める。
 ㉑引照点(Sn)は境界点1点につき3点以上とし、恒久的地物を用いる。
 ㉒上記引照点の外に、各確定点からの逃げ点(幅員4m以上は1m逃げ、未満は中心点)を鋸や刻印にて設置し引照点として記載する。1m逃げは各確定点から道路側へ直角に1m移動算出した点とし、一覧表座標値からの計算上の距離は1m±1mmの範囲とする。変化点での設定方法及び中心点の算出法は都度担当者に確認すること。

- ㉓境界点のうち変化点は道路側から区の標示物、直線上の点は民地側から民の標示物の設置を原則とする。
 ㉔P点詳細図は全点分作図し、道路構造物(無い場合は近傍の目標物)からのオフセット値をmmまで、実測値を記載する(道路と高低差がある場合や計算点の場合は計算値でも可)。また変化点のオフセット値は原則2方向分記載する。近傍に比較構造物が無い点は、担当者に確認のうえ省略することができる。
 ㉕各詳細図は極力各境界点付近に配置する。
 ㉖区有地内に区道・区有通路等の路線番号を記載する。
 ㉗隣接地や対面地で確定済みの場合は、民地内に確定図番号を記載する。
 ㉘現況の形状(道路形態、民地構造物等)を概ね本要領程度に記載する。
 ㉙測量年月日は、関係者の最終立会日またはそれ以降とする。
 ㉚本要領に定めのない事項については、担当者に確認のうえ進めること。

- ⑩建物角や塀角等の高さのある点は、GLからの観測高をcmまで記載する。
 ⑪杭・金属標は設置方向も記載する(方向は図面の見た目と合わせる)。

作成者	職印
測量年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

凡例	○ Pn	境界点
	○ Sn	引照点
	○- Tn	機械点
	〇〇m〇〇	境界辺長

⑫余白部分 図面右下に10cm以上×10cm以上の余白を確保すること。